

高知県関西あんてなショッププロモーション等委託業務 公募型プロポーザル審査要領

高知県関西あんてなショッププロモーション等委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる参加者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県関西あんてなショッププロモーション等委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査員 1 人あたりの評価点数は 400 点満点とし、審査項目と審査項目ごとの点数は次のとおりです。

- (1) 業務に対する基本的な認識や考え方（40 点）
- (2) AS の告知・広報（100 点）
- (3) 開業時のイベントの企画・運営（70 点）
- (4) 開業後の催事の企画・運営（100 点）
- (5) 実施計画（30 点）
- (6) 実施体制（30 点）
- (7) 過去の実績（20 点）
- (8) 経費見積（10 点）

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日程、場所

日程：令和 6 年 3 月 29 日(金) 予定

場所：高知県民文化ホール 第 11 多目的室（〒780-0870 高知県高知市本町 4 丁目 3-30）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は 1 参加者あたり 20 分間とします。

イ 時間や順番は別途お知らせします。

ウ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を 20 分間設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査終了後、各審査委員の評価点数を集計し、評価点数の合計得点が上位の参加者から順に契約の候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が2者以上ある場合は、経費見積額が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。
- (6) 選定後は、候補者と公社は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議を行います。この協議が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に協議が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と協議を行います。
- (7) 参加者が1者の場合でも審査を行います。
- (8) 各審査委員の評価点数の合計が1,000点（審査員1人持ち点400点に審査委員数を乗じた点数の50%）未満の参加者は、候補者及び次点者となれません。

高知県関西あんでなショッププロモーション等委託業務
公募型プロポーザル審査基準

審査の項目	配点	審査の視点
(1) 業務に対する基本的な認識や考え方	40	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務委託の仕様書に掲げる目的を理解し、本提案の狙いやポイントが具体的に提案されているか ・取り組み姿勢は、本委託業務及び高知県の地域活性化に対する思いや熱意が感じられるものであるか
(2) ASの告知・広報	100	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージ広告が関西圏での周知・誘客につながる具体的な手法となっているか ・AS公式SNSアカウントを使用した告知・広報が関西圏での周知・誘客につながる具体的な手法となっているか ・AS開業に関するWEB・SNSターゲティング広告が関西圏での周知・誘客につながる具体的な手法となっているか ・その他広告・広報が関西圏での周知・誘客につながる具体的な手法となっているか
(3) 開業時イベントの企画・運営	70	<ul style="list-style-type: none"> ・内覧会の開催が関西圏での周知・誘客につながる具体的な手法となっているか ・オープニングイベントが関西圏での周知・誘客につながる具体的な手法となっているか ・オープニングキャンペーンが関西圏での周知・誘客につながる具体的な手法となっているか ・ノベルティ無料配布による誘客が関西圏での周知・誘客につながる具体的な手法となっているか
(4) 開業後イベントの企画・運営	100	<ul style="list-style-type: none"> ・月別テーマの立案及び装飾品・販促品の制作が関西圏での周知・誘客につながる具体的な手法となっているか ・販促活動が関西圏での周知・誘客につながる具体的な手法となっているか
(5) 実施計画	30	<ul style="list-style-type: none"> ・実施スケジュールが、委託業務の期間中、効果的なPRができる計画となっているか
(6) 実施体制	30	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施体制は、本事業の実施に対し適切なものであるか ・業務に応じた専門スタッフなど必要な人材が配置されるなど、柔軟かつ円滑に業務を遂行できる体制となっているか ・ASの告知・広報、開業時イベントの企画・運営及び開業後イベントの企画・運営、それぞれの体制が明確になっているか

審査の項目	配点	審査の視点
(7) 過去の実績	20	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績は、本事業の実施に対し十分な効果が期待できるものであるか
(8) 経費見積	10	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に要する経費は、積算内訳が明確にされ、適切なものとなっているか ・工夫により費用対効果が高い提案となっているか